

武雄市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月5日

武雄市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成28年(2016年)4月1日に施行され、農業委員会においては、①担い手への農地利用集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進の3つを柱とする「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置付けられた。

本市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農形態が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進しそれに向けた対策の強化を図ることが求められている。市内のほとんどの地域において集落営農組合が営まれており、ある程度の農地利用集積を保っているが、構成員である農家の高齢化や後継者不足がさしせまった課題となっている。

また、中山間地域では、特に山林に隣接した農地において、遊休農地の発生が散見されており、発生拡大防止に努めていく必要がある。

以上のような観点をふまえ、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の連携した活動により「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、法第7条第1項に基づく武雄市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価等を以下のとおり定める。

なお、この指針は改正基盤法第5条第1項に規定する佐賀県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する武雄市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員・推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

なお、単年度の具体的な活動については、毎年度作成している「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和3年4月)	2,939.1 ha	29.1 ha	1.0%
3年後の目標 (令和6年4月)	2,870.1 ha	20.1 ha	0.7%
目 標 (令和9年4月)	2,801.1 ha	11.1 ha	0.4%

※管内の農地面積は、「耕地面積」と「遊休農地」の合計面積を記入。

(2) 具体的な推進方法

①農地パトロールの実施

農地法第30条の規定による利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）を実施し、遊休農地の早期発見に努める。

②利用意向調査の実施

農地パトロールで発見した遊休農地について、利用意向調査を行い、所有者の利用意向の把握に努める。農地中間管理機構への貸し付け希望の場合には、農地中間管理機構との連携を図り、遊休農地の解消に努める。

③非農地判断

農地パトロールと同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」においてB分類（再生利用困難）に区分した荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和3年4月)	2,910ha	2,157ha	74.1%
3年後の目標 (令和6年4月)	2,850ha	2,202ha	77.3%
目 標 (令和9年4月)	2,790ha	2,247ha	80.5%

※管内の農地面積は、耕地及び作付計画統計（農林業センサス）における「耕地面積」。

(2) 具体的な推進方法

①地域における話し合いへの参加

農業委員および推進委員は、地域における農業者の話し合いの場に積極的に参加し、農業者の今後の農地利用の意向把握に努める。

②農地の出し手と受け手の利用調整

高齢化等による農業者の離農情報を把握した場合には、本人の意向把握のもと、新たな担い手と結びつけるよう、農地の利用調整に努める。

③利用権設定の推進

農地の貸借においては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を推進する。

④農地中間管理機構との連携

農地の貸借においては、農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業による農地の利用集積に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価の方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集約率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状 (令和3年3月末)	12経営体 (面積12ha)
3年後の目標 (令和6年3月末)	12経営体 (面積12ha)
目標 (令和9年3月末)	12経営体 (面積12ha)

(2) 具体的な推進方法

①関係機関との連携による就農希望者の把握。

武雄市農林課や杵島農業改良普及センター、佐賀県農地中間管理機構、JA等と連携し、市内農地を借入れ意向のある就農希望者（法人を含む。）を把握する。

②農地の利用調整

農業委員、推進委員は、市内農地を借入れ意向のある就農希望者（法人を含む。）に対し、農地貸借の相談を行い、必要に応じ農地の利用調整を行う。

③フォローアップ活動

農業委員、推進委員は、新規就農者の参入後においても営農に関するアドバイス、情報提供など適切なフォローを行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

武雄市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、武雄市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正管理の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力